

船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例（案）の骨子

1. 条例改正の背景

令和8年7月に本市が児童福祉法に規定する「児童相談所設置市」となることに伴い、乳児院、児童厚生施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターの認可に関する事務が千葉県から船橋市に移譲される予定です。

移譲に伴い、上記施設に係る基準を定める必要があることから、助産施設、母子生活支援施設及び保育所の基準をすでに規定している標記の条例に、移譲される施設の基準を追加するため、同条例の一部を改正するものです。

2. 本市の児童福祉施設の状況（移譲予定の施設）

本市における移譲予定の児童福祉施設の設置状況と所管課は次のとおりです。

施設種別	設置数	所管課
乳児院	なし	こども家庭部こども政策課
児童厚生施設	21か所	地域子育て部地域子育て支援課
児童養護施設	1か所	こども家庭部こども政策課
福祉型障害児入所施設	1か所	地域子育て部療育支援課
医療型障害児入所施設	なし	地域子育て部療育支援課
児童発達支援センター	2か所	地域子育て部療育支援課
児童心理治療施設	なし	こども家庭部こども政策課
児童自立支援施設	なし	こども家庭部こども政策課
児童家庭支援センター	なし	こども家庭部こども政策課
里親支援センター	なし	こども家庭部こども政策課

（令和7年11月1日時点）

3. 国の基準

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）

4. 条例（案）について

本条例で定める基準については、国の基準に従わなければならない部分（従うべき基準）と、地域の実情に応じて異なる内容を定めることができる部分（参酌すべき基準）があり、基本的には国の基準に準拠しますが、下記について独自基準を制定する予定です。

1) 児童厚生施設に係る独自基準

児童厚生施設の設備の基準（参酌すべき基準）について、公民館等に併設する場合においての設備基準の明記がないため、その旨の基準を定める。

<理由>

本市の児童厚生施設（児童ホーム）のうち、公民館等併設施設として小室、塚田、宮本、三咲、新高根、薬円台、海神、法典、本中山児童ホームがありますが、そのうち宮本、本中山児童ホームについては、便所を併設施設（宮本、西部公民館）に設置されているもので共用しています。

千葉県の基準においては、児童厚生施設を公民館等に併設する場合において、児童厚生施設内に便所を設けないことができる旨が規定されていますが、国の基準（参酌すべき基準）にはその旨の規定がないため、独自基準にて定めるものです。

2) 福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設及び児童発達支援センターに係る独自基準

福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設及び児童発達支援センターの非常災害対策に係る基準（参酌すべき基準）の非常災害対策計画の周知範囲について、国の基準では職員のみとなっているが、職員並びに入所する障害児及びその家族等まで拡大する。

<理由>

児童発達支援センター等の指定基準について、平成31年4月に中核市に指定事務が移譲された際に制定した「船橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」において、上記の独自基準をすでに定めていることから、今回、千葉県から船橋市に移譲される福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設及び児童発達支援センターの認可基準についても、同様の独自基準を定めるものです。

なお、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の指定基準についても、「(仮称) 船橋市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」にて同様の独自基準を定める予定です。

5. スケジュール（予定）

- ・令和7年12月 条例（案）の骨子に対する意見募集の実施
- ・令和8年 2月 令和8年第1回定例会へ条例案の提出
- ・令和8年 3月 条例公布
- ・令和8年 7月 条例施行